

事務連絡  
令和2年11月27日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室  
健康局難病対策課

医療的ケア児者の人工呼吸器に必要な衛生用品等の優先配布事業について  
(第2期分周知依頼)

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、令和2年度第二次補正予算において、「医療的ケア児者の人工呼吸器に必要な衛生用品等の優先配布事業（※）」（以下「本事業」という。）を実施し、第1期分（申込受付期間：8月26日～9月9日）に係る配布を完了しました。周知にご協力いただき、ありがとうございました。

この度、12月中（予定）に第2期分の申込受付を開始する見込みとなりましたので、お知らせいたします。（※ 第1期分にお申込みいただいた方も、再度お申込みいただくことが可能です。）

なお、現時点では、具体的な申込受付期間は未定ですが、決定次第、厚生労働省ホームページでご案内しますので、適宜ご確認の上、周知等のご対応をいただきますようお願い申し上げます。

（※） 現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる在宅の医療的ケア児者に対して、厚生労働省が一括で買い上げ、無償配布を行うものです。事業の詳細につきましても、併せて下記ホームページをご覧ください。

（厚生労働省ホームページ）[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12793.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html)

記

<事業の対象>

以下の1～4のいずれにも該当すること。

1 以下のA～Eのいずれかの医療的ケアを受けている方

A 人工呼吸器装着

B 在宅中心静脈栄養（HPN）

C 気管切開（Aに該当しない者）

D 喀痰吸引（A、Cに該当しない者）

**E 在宅酸素療法（※ 睡眠時無呼吸症候群の方を除く。）** 第2期から新規追加

2 在宅にお住まいの方

3 現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる方

4 65歳未満の障害児者又は65歳以上で障害福祉サービスを利用している障害者の方

#### <周知のお願い>

本事業では、厚生労働省が運営する申込WEBサイトに、事業の対象となる医療的ケア児者の方から直接申込をいただくこととしており、各自治体に配布に係るご協力をお願いするものではありませんが、本事業の周知について、下記のとおりご協力をお願い申し上げます。

また、都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知方お願い申し上げます。

##### 1 医療的ケア児者の家庭への周知依頼

管内の医療的ケアを必要とする方のご家庭に対して、本事業の周知をお願いいたします。文書により周知される場合、別紙1の文書をご活用ください。

##### 2 障害福祉サービス事業所等への周知依頼

在宅の医療的ケア児者の方が支援を受ける可能性のある障害福祉サービス事業所等に対して、本事業の周知をお願いします。文書により周知される場合、別紙2の文書をご活用ください。

# 医療的ケア児者の方へ アルコール綿と精製水を配布します

厚生労働省では、令和2年度第二次補正予算において、アルコール綿及び精製水を一括して買い上げ、在宅で以下の医療的ケアを受けている障害児者に、**無償で優先配布**する事業を実施しています（第1期分：9～10月頃に配布済）。

この度、第2期分の申請受付を開始する見込みとなりましたので、お知らせします（※ **第1期分申込者も、再度お申込み可能**です）。

申請受付開始時期・具体的な申請方法等については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12793.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html)

## 配布対象となる方

以下の1～4の**いずれにも該当**すること。

- 1 以下のいずれかの医療的ケアを受けている方
  - A 人工呼吸器装着
  - B 在宅中心静脈栄養（HPN）
  - C 気管切開
  - D 喀痰吸引
  - E 在宅酸素療法**（睡眠時無呼吸症候群の方を除く。）第2期新規追加
- 2 在宅にお住まいの方
- 3 現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる方
- 4 65歳未満の障害児者又は65歳以上で障害福祉サービスを利用している障害者の方